

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三百三十一号）の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。